

主要な株主Aが死亡した場合の株主リストの記載

会社は、株主総会時（基準日）までに、株主Aの死亡を知っていましたか。

いいえ

はい

会社が、登記申請時に、株主Aの死亡を知っていたか否かにかかわらず株主Aを記載します。

株主総会時（基準日）までに株主Aの相続人の全員が誰であるのか知っていましたか。

いいえ

はい

「株主A」を記載

記載する株主について、株主総会（基準日）後にその変動が生じた場合や、会社はその変動を知った場合でも、株主総会時（基準日）を基準に記載してください。

株主総会時（基準日）までに株主Aの株式につき遺産分割がされ、遺産共有が解消されていましたか。（知っていましたか。）

相続人が複数いる場合には、相続が開始した後、遺産分割までの間、民法898条により、相続人間で共有されることとなります。これを遺産共有といいます。

はい

いいえ

株主名簿は名義書換済みですか。

いいえ

はい

会社法106条による、権利を行使する者の氏名又は名称の通知を受けたか否かにかかわらず、「相続人全員」を記載します。

会社の責任で、名義書換未了の承継人に権利行使をさせましたか。

「承継人」を記載

「相続人全員」を記載

複数の相続人に分割して承継されたときは、株主リスト上は、その承継人ごとに議決権数割合を計算等して記載する必要があります。

権利行使者の通知を受けた場合でも、株主リストには、株式を共有している株主全員について記載する必要があります。その際、株主リストには、共有株主を、同一順位の株主として記載してください。住所については、その株主ごとに記載してください。

いいえ

はい

「株主A」を記載

「承継人」を記載

承継人の氏名又は住所の記載が不明（一部のみ判明）の場合は、その限度で記載すれば足够了。ただし、「証明書」にその旨記載してください。

記載例

「証明書」の証明文の後に
 なお、第3順位の株主●●については、株主名簿に記載はなく、その氏名及び住所につき、当社が把握している限度で記載した。

などと追記してください。

記載例

1	甲野 太郎	東京都千代田区・・・	300	300	25.4%
	甲野 次郎	東京都新宿区・・・			
	甲野 花子	東京都文京区・・・			